平成２３年（フ）第５４１号
神奈川県愛甲郡愛川町角田249番地の４
債務者　関根　　豊
１　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　　淳
４　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第６９８号
仙台市太白区太白３丁目１番５―203号
債務者　佐藤　潤一
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時35分
６　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第７４４号
仙台市青葉区西花苑２丁目２番25号
債務者　白幡　文男
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　雄介
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第７６１号
宮城県黒川郡富谷町成田３丁目４番地５
債務者　廣部　　薫
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　裕美
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時45分
６　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第７６２号
宮城県黒川郡富谷町成田３丁目４番地５
債務者　大槻　宮子
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　裕美
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時50分
６　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２３年（フ）第５００号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目27番１号
債務者　角田　大介
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
４　破産債権の届出期間　平成23年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第７９号
千葉県茂原市町保40番地７　ビューハイツ101号室
債務者　本山　　剛
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２３年（フ）第３２４号
滋賀県彦根市西今町421　彦根中央病院内、住民票上の住所滋賀県彦根市芹町２番７号
債務者　笠原　輝虎
１　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　淳一
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大津地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第３２５号
滋賀県彦根市芹町２番７号
債務者　笠原　　元
１　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　淳一
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大津地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２８１号
福井県鯖江市丸山町４丁目４番21号
債務者　内田　高一
１　決定年月日時　平成23年８月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三田恵美子
４　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２８９号
宮崎市一の宮町31番地　コーポ一の宮203号、住民票上の住所宮崎市吉村町北原甲1476番地１　グランドパレス青葉603号
債務者　枝本　博人
１　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎真一朗
４　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７号
青森市大字浜田字玉川142番地21、申立時の住所青森県十和田市東十一番町１番14号　メゾントワダ稲生１号棟１階Ｃ号
債務者　岡部　　巴
１　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２３年（フ）第５３号
青森県十和田市大字三本木字並木西101番地１　福田荘Ｅ号
債務者　三浦　政直
１　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２３年（フ）第６１号
青森県十和田市大字赤沼字沼袋171番地８　丸長荘１号
債務者　蛯名　祐寿
１　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２３年（フ）第６２号
青森県十和田市大字赤沼字沼袋171番地８　丸長荘１号
債務者　蛯名富久子
１　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
青森地方裁判所十和田支部